

令和3年度岩手県保育士等キャリアアップ研修業務企画提案実施要領

1 目的

近年、子どもや子育てを取り巻く環境が変化し、保育所に求められる役割も多様化・複雑化する中で、多様な課題への対応や若手の指導等を行うリーダー的な役割を与えられて職務に当たる保育士には、より高度な専門性が求められている。

こうした環境の変化や職務内容に対応し得る専門性の向上や、保育現場でのリーダー的職員の育成に資するため、初任後から中堅までの保育士を対象とした「岩手県保育士等キャリアアップ研修」（以下「研修」という。）を実施することとし、県内での研修実施に関する具体的な企画、運営体制等についての提案を募集するもの。

2 業務の概要

- (1) 業務名
令和3年度岩手県保育士等キャリアアップ研修実施業務委託
- (2) 業務内容（詳細は業務仕様書参照）
初任後から中堅までの保育士を対象とした研修の具体的な企画及び実施
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和4年3月31日（木）まで
- (4) 委託料の上限額
18,216千円以内（税込）

3 企画提案の資格要件

提案に当たっては、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 本業務の実施に当たって、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立をしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立をしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による整理開始の申立てをなされていないものであること。破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。
- (5) 企画提案書の提出日から受託候補者の決定までの間に、県の受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統

制の下にある団体に該当しないものであること。

4 企画提案の手続等

(1) 担当部署

岩手県保健福祉部子ども子育て支援室（岩手県庁9階）

住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

電話：019-629-5460 FAX：019-629-5464 電子メールアドレス：AD0007@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等に関する質問の受付及び回答

ア 受付期間

令和3年3月2日（火）午前9時から令和3年3月5日（金）午後5時まで

イ 受付方法

別紙様式「実施要領等に関する質問票」に記入し、電子メールにより担当部署に提出すること。

ウ 回答方法

受け付けた質問は、取りまとめの上、令和3年3月9日（火）までに岩手県公式ホームページ（<http://www.pref.iwate.jp>）に掲載する。

(3) 企画提案書の作成

企画提案者は、上記2(2)及び資料2 業務仕様書に掲げる業務内容に関して、次の事項を明確にした企画提案書を作成する。

ア 具体的な実施内容及び実施方法

イ 作業、事業実施スケジュール及び業務実施体制

ウ 再委託等の有無及び予定

(4) 積算内訳書の作成

企画提案書のほか、本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにした積算内訳書を作成し、提出すること。

(5) 企画提案書等の提出

ア 提出部数

企画提案書及び積算内訳書 各4部

イ 提出期限、提出先及び提出方法

令和3年3月15日（月）午後5時00分〔必着〕

担当部署に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、配達証明付書留郵便とすること。

ウ その他

提案は1者につき1提案とし、複数提案は不可とするとともに、企画提案に当たり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、所有者、保有者等から承諾を得ること。

また、一度提出した企画提案書等は、これを書き替え、引き換え、又は撤回することはできないこと。

(6) 企画提案の無効

上記3の要件を満たさない者からの企画提案及び下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された企画提案

イ 民法（明治29年法律第89号）第90条違反（公序良俗違反）に該当する企画提案

ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない企画提案

エ 上記2(4)の委託料の上限額を超えた企画提案

オ 研修分野の一部のみを実施することとした企画提案

カ その他、本企画提案に関する条件に違反した企画提案

5 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選考方法

企画提案は、資料3 企画提案審査要領（以下「審査要領」という。）に基づき審査する。

(2) 受託候補者の決定

ア 審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定するが、受託候補者との委託契約締結に当たっては、企画提案内容をただちに契約内容とするものではなく、受託候補者と提案内容に沿って契約内容について、協議、調整を行った上で、双方が合意に至った場合に随意契約を締結する。

イ 審査結果は、受託候補者決定後、速やかに各提案者に郵送により書面で通知する。

ウ 第1順位の受託候補者が契約を締結しない場合、次点の者と契約の交渉を行う。

6 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

(3) 企画提案書の位置付け

企画提案書に記載された事項に沿って上記5(2)アに定める契約内容についての協議、調整を行い、仕様を確約し契約を締結する。

7 公正な企画提案の確保

(1) 企画提案者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 企画提案者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他者と提案内容等について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) 企画提案者は、受託候補者選定前に、他者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。

(4) 企画提案者が連合し、又は、不穏な行動をなす場合において、企画提案を公正に執行することができないと判断される時は、企画提案に参加させず、又は企画提案の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 その他

(1) 提出書類の取扱

ア 県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、企画提案者に帰属することとし、提出書類は返却しない。

イ 提案内容に含まれる特許権など日本国内の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、原則として企画提案者が負う。

(2) 企画提案に要する経費

企画提案に要する経費については、全て企画提案者が負担するものとする。

(3) 本件業務委託手続の停止措置

本事業は、審査要領2(5)に定める場合、その他本事業の執行が困難となった場合にあっては、本件業務委託手続について、停止の措置を行うことがある。

(4) その他

本事業は、令和3年度当初予算の成立を前提として募集を行っており、県議会での審議状況等により、募集の停止、事業内容の変更、契約しないこと等の措置を行うことがある。

別紙様式

法人(団体)名等 : _____
担当部門(所属) : _____
担 当 者 : _____
電 話 番 号 : _____
F A X 番 号 : _____
メールアドレス : _____

実施要領等に関する質問票

No.	資料名称	該当項目 (該当頁)	質問内容
1			
2			
3			

〔留意事項〕

- ・ 資料名称欄には、対象となる資料の名称（実施要領または業務仕様書）を記入すること。
- ・ 提出期限を過ぎたものは受付けないこと。
- ・ AD0007@pref.iwate.jp へて電子メールで送付すること。